

# 学校法人 豊南学園 寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人豊南学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都豊島区高松 3 丁目 6 番 7 号に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 信州豊南短期大学 言語コミュニケーション学科・幼児教育学科
- (2) 豊南高等学校 全日制課程、普通科
- (3) 豊南幼稚園

## 第 3 章 法人の管理

### 第 1 節 役 員

(役 員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 人～9 人
- (2) 監 事 2 人

2. 役員のうち、各役員についてその配偶者または三親等以内の親族が、1 人をこえて含まれることになってはならない。

### 第 2 節 理 事 会

(理事会)

第 6 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する短期大学の学長・高等学校の校長・幼稚園の園長のうちから理事会において選任した者 1 人～3 人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人～4 人

2. 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長・校長・園長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第 8 条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務)

第 9 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長職務の代理等)

第 10 条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において

定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第 11 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の任期)

第 12 条 理事(第 7 条第 1 号の規定により理事となる者を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4 年とする。ただし、補充の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任および退任)

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事の欠員の補充)

第 14 条 理事がその定数の 5 分の 1 をこえる者が欠けたときは、1 月以内にこれを補充しなければならない。

(理事会の職務)

第 15 条 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(業務の決定の委任)

第 16 条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の招集および請求)

第 17 条 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から 10 日以内にこれを招集しなければならない。

2. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

(会議事項の通知)

第 18 条 理事会を招集するには、理事長は、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

2. 前項の通知は、会議の 10 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りでない。

(理事会の議長)

第 19 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、第 17 条第 2 項の規定による理事会の議長は出席理事の互選によって定める。

(理事会の成立および表決)

第 20 条 理事会は第 13 条に規定する場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 4 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3. 理事会の議事は、法令に特別の規定ある場合ならびに第 13 条に規定する場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 21 条 議長は、理事会の開催の場所およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長および出席した理事全員のうちから互選された理事 3 名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(理事会の顧問)

第 22 条 理事会に若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、この法人に特別な功労のあった者のうちから、理事会が推薦する。

3. 顧問は、この法人の業務について、理事会の諮問に答える。

4. 顧問は、理事会および評議員会に随時出席して、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

### 第 3 節 監 事

(監事の選任)

第 23 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(4) 第 1 号または第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(監事の任期、退任、解任、補充)

第 25 条 監事の任期、退任、解任および欠員補充については、第 12 条、第 13 条および第 14 条を準用する。

#### 第 4 章 評議員会および評議員

(評議員会)

第 26 条 この法人に、評議員会を置く。

(評議員の定数)

第 27 条 評議員の定数は 13 人から 19 人とする。

(評議員の選任および区分)

第 28 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦されたもののうちから、評議員会において選任した者 5 人～7 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上のもののうちから、理事会において選任した者 2 人～3 人
- (3) 評議員たる理事以外の理事のうちから選任された者 2 人～4 人
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人～5 人

2. 前項第 1 号の規定により選任された者ならびに理事選任の評議員は、教職員の地位または理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 29 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

3. 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任および退任)

第 30 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(評議員の欠員補充)

第 31 条 欠員の補充については、第 14 条を準用する。

(評議員会の職務)

第 32 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分および不動産の買受けに関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併

- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 33 条 評議員会は、この法人の業務もしくは収支および財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第 34 条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない

(会議事項の通知)

第 35 条 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 2. 前項の通知は、会議の10日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(評議員会の議長)

第 36 条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会の互選において選任する。

(評議員会の定足数)

第 37 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

- 2. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(評議員会の表決数)

第 38 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(評議員会の議事録)

第 39 条 第21条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「議長および出席した理事のうちから互選された理事3名以上」とあるのは「議長および出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(顧問、理事、監事等の出席)

第 40 条 評議員でない顧問および理事、監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## 第 5 章 資産および会計

(資産)

第 41 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

なお設立当初の資産は、創立者西宮藤朝の寄附による別紙財産目録記載のとおりである。

(資産区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 43 条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理する。資産中基本財産および運用財産中の積立金は、安全性の高い有価証券の購入、信託銀行への信託、または銀行への定期預金、もしくは定額郵便貯金として保管する。

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 46 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算および事業計画)

第 47 条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 48 条 この法人において、予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算および実績の報告)

- 第 49 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

- 第 50 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書を作成しなければならない。
2. この法人は、前項の書類および第24条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 51 条 この法人の資産総額は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 52 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 6 章 解散および合併

(解 散)

第 53 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
- (2) 目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

(残余財産の帰属者)

第 54 条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

(合 併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 56 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行細則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第 57 条 この法人は、第 50 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員および評議員の名簿および履歴書
- (3) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (4) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、豊南学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 59 条 この寄附行為を施行するために必要があるときは、理事会において細則を定めることができる。

(附 則)

1. この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	西 宮 藤 朝
理 事	大 野 用 高
同	岩 橋 利 一
同	西 宮 つゆ子
同	橋 本 修 治
監 事	高 橋 郁 二
同	町 田 登

2. この寄附行為は、東京都知事の認可の日（昭和56年5月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可する日（昭和58年1月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、平成元年11月27日から施行する。

附 則（平成11年12月22日文部大臣認可）

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日文部大臣認可）

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。

附 則（平成19年12月3日文部科学大臣認可）

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為（豊南高等学校商業科廃止）は、東京都知事の認可の日（平成24年2月2日）から施行する。



別 紙

財 産 目 録

1. 資産合計 157,315円

内 訳

基本財産 119,065円

普通財産 38,250円

(一) 建物及地上設備

資産種別	用途	位 置	構 造	延 坪	建築年月日	記帳価格	備考
基本財産	学校	東京都豊嶋区高松3丁目6番地	木造一階建	90坪	昭和15年4月20日	18,000円	
同	同	同	木造二階建	223坪余	昭和17年2月 日	49,060円	
同	同	同	土留、門、塙其他ノ地上設備		昭和15年5月10日	1,800円	
計	—	—	—	313坪334	—	68,860円	

(二) 預 金

資産種別	種 類	預入先	残 高	利 率	備 考
豊南商業学校 基 本 金	定期預金	安田銀行	50,000円		
計			50,000円		

(三) 其他ノ資産

資産種別	種 類	金 額	備 考
基本財産	土地賃借ノ敷金	205円	西宮藤朝ノ寄附ニカヽルモノニシテ同人ガ校地ノ一部ヲ荒井阿久太郎ヨリ賃借セシ際賃借人ニ寄附者ヨリ交付セシ敷金ナリ
計		205円	